

茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設整備・運営事業 事業概要

1 事業の目的と概要

茅ヶ崎市（以下、「本市」）では、本市環境事業センターや寒川広域リサイクルセンター等の廃棄物処理施設において、廃棄物の適正処理・処分を行っています。本市環境事業センターの既存の粗大ごみ処理施設は、昭和52年度の稼働開始後40年以上が経過しており、長期稼働に伴う老朽化が進行していることから、維持修繕費の増加や故障による機能停止等の懸念が年々増大しています。

また、稼働開始後の各種リサイクル法の施行に伴い家電リサイクル法指定品目、小型家電等が処理対象外となったこと等により、施設建設時と比較して処理対象物の量及び組成が大きく変化していることから、時代のニーズに十分な対応ができない状況にもあります。

このことから、本市では、環境事業センター内において新たな粗大ごみ処理施設（本件施設）の整備・運営事業（以下、「本事業」）を進めることとしています。本事業の概要は、表1に示すとおりです。

表1 本事業の概要



事業名	茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設整備・運営事業
事業方式	DBO (Design Build Operation) 方式
事業期間	[設計・建設期間] 2年3ヵ月間 (試運転、性能確認期間を含む) [運営・維持管理期間] 20年間
建設予定地	茅ヶ崎市萩園 836 番地 (茅ヶ崎市環境事業センター内)
施設規模	27t/日 (運転時間: 5 時間/日)
処理対象物及び処理方式 (予定)	処理対象物: 不燃ごみ、大型ごみ、不法投棄物、災害廃棄物 (非常時) 処理方式: 破碎・選別 (鉄類、アルミ、破碎残渣に選別)

2 本市における廃棄物処理施設の状況

本市および寒川町で発生する廃棄物を処理する本市環境事業センター（ごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設）および寒川町の寒川広域リサイクルセンターの概要は、表2に示すとおりです。

本事業は、老朽化している環境事業センター粗大ごみ処理施設を更新するものです。

表2 廃棄物処理施設（中間処理）の概要

施設名	環境事業センターごみ焼却施設	環境事業センター粗大ごみ処理施設	寒川広域リサイクルセンター
所在地	茅ヶ崎市萩園 836 番地		寒川町宮山 2524 番地
外観写真			
竣工年月	平成7年9月	昭和52年8月	平成24年3月
施設規模等	360 t / 24 h (120 t / 24 h × 3 基) 全連続燃焼式ストーカ炉	50 t / 5 h 1 基 横型回転破碎機、磁選機 円筒状選別機	55.5 t / 日 処理物 (びん、かん、ペットボトル、プラスチック製容器包装類等)

3 本市及び寒川町の廃棄物処理の流れ

本市および寒川町のごみ処理フローは、図1および図2に示すとおりです。本事業で対象としている粗大ごみ処理施設は、本市および寒川町の不燃ごみ、大型ごみを処理する中核的な施設に位置付けられます。

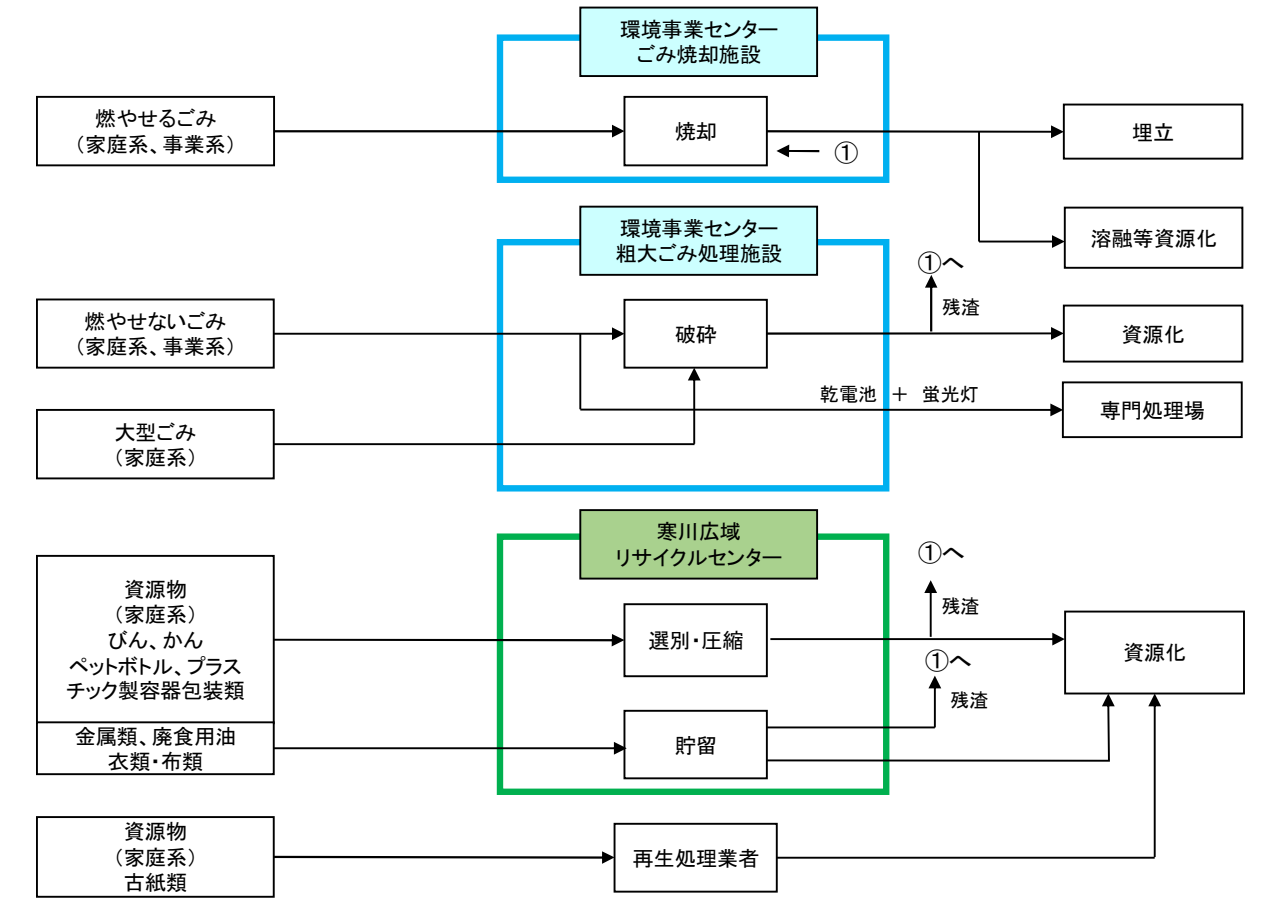


図1 本市の廃棄物処理の流れ

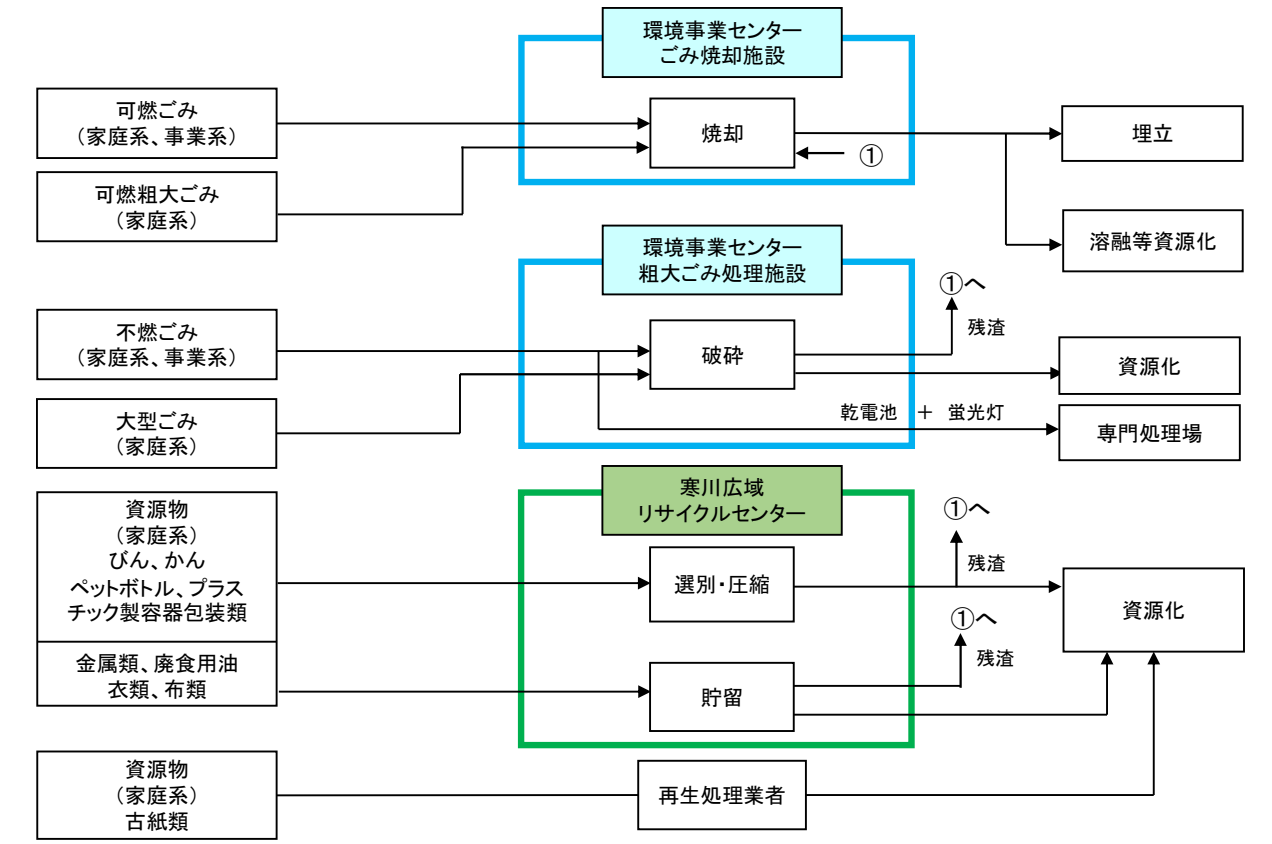


図2 寒川町の廃棄物処理の流れ

4 粗大ごみ処理施設への搬入状況

本市および寒川町から既存の粗大ごみ処理施設に搬入される不燃ごみおよび大型ごみ（不法投棄物含む）の搬入量の推移は、表 3 および図 3 に示すとおりです。令和元年度以降はごみ量が増加傾向にありますが、新型コロナウイルスの流行による生活形態の変化も考えられます。本市および寒川町では引き続きごみ減量に努めていくものとしています。

表 3 既存粗大ごみ処理施設への搬入量の推移

			H28	H29	H30	R1	R2
茅ヶ崎市	不燃ごみ	t/年	4,996	5,030	5,195	5,618	5,710
	大型ごみ	t/年	682	688	722	837	825
	不法投棄	t/年	20	17	25	36	21
	計	t/年	5,698	5,736	5,942	6,491	6,557
寒川町	不燃ごみ	t/年	972	939	920	997	1,063
	大型ごみ	t/年	83	82	88	91	101
	計	t/年	1,054	1,021	1,008	1,087	1,163

※四捨五入により合計が合わない場合があります。

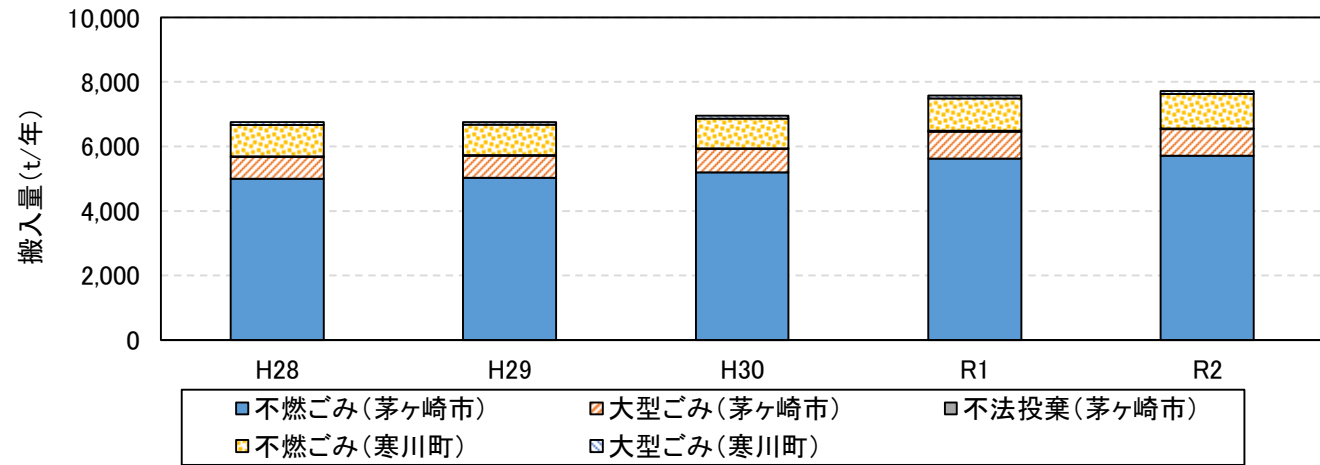


図 3 既存粗大ごみ処理施設への搬入量の推移

5 事業スケジュール

本件施設の整備スケジュールは、表 4 に示すとおりです。事業者の選定は、令和 3 年度、令和 4 年度を予定しており、その後設計・建設（約 2 年 3 ヶ月）、運営・維持管理（20 年間）を行う予定です。

なお、本件施設の建設予定地では、事業者の選定と並行して、旧ごみ焼却施設の解体工事を行っており、選定された事業者には解体工事完了後の用地を引き渡す予定となっています。

表 4 粗大ごみ処理施設の整備スケジュール

	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)
事業者の選定	■	■					
旧ごみ焼却施設の解体工事	■	■	■				
粗大ごみ処理施設の設計・建設			■	■	■	■	■
粗大ごみ処理施設の運営・維持管理					■	■	■

(～令和26年度末)

6 建設予定地

本事業で整備する粗大ごみ処理施設は、図 4 に示すとおり茅ヶ崎市環境事業センター内に建設する予定です。建設予定地は、旧ごみ焼却施設の跡地（図 4 の赤枠内）としています。

また、粗大ごみ処理施設の建設に合わせて、環境事業センターが茅ヶ崎市のまちづくり条例の基準を満たすように、敷地全体の緑地や一般来場者用の駐車場・駐輪場も整備することとしています。

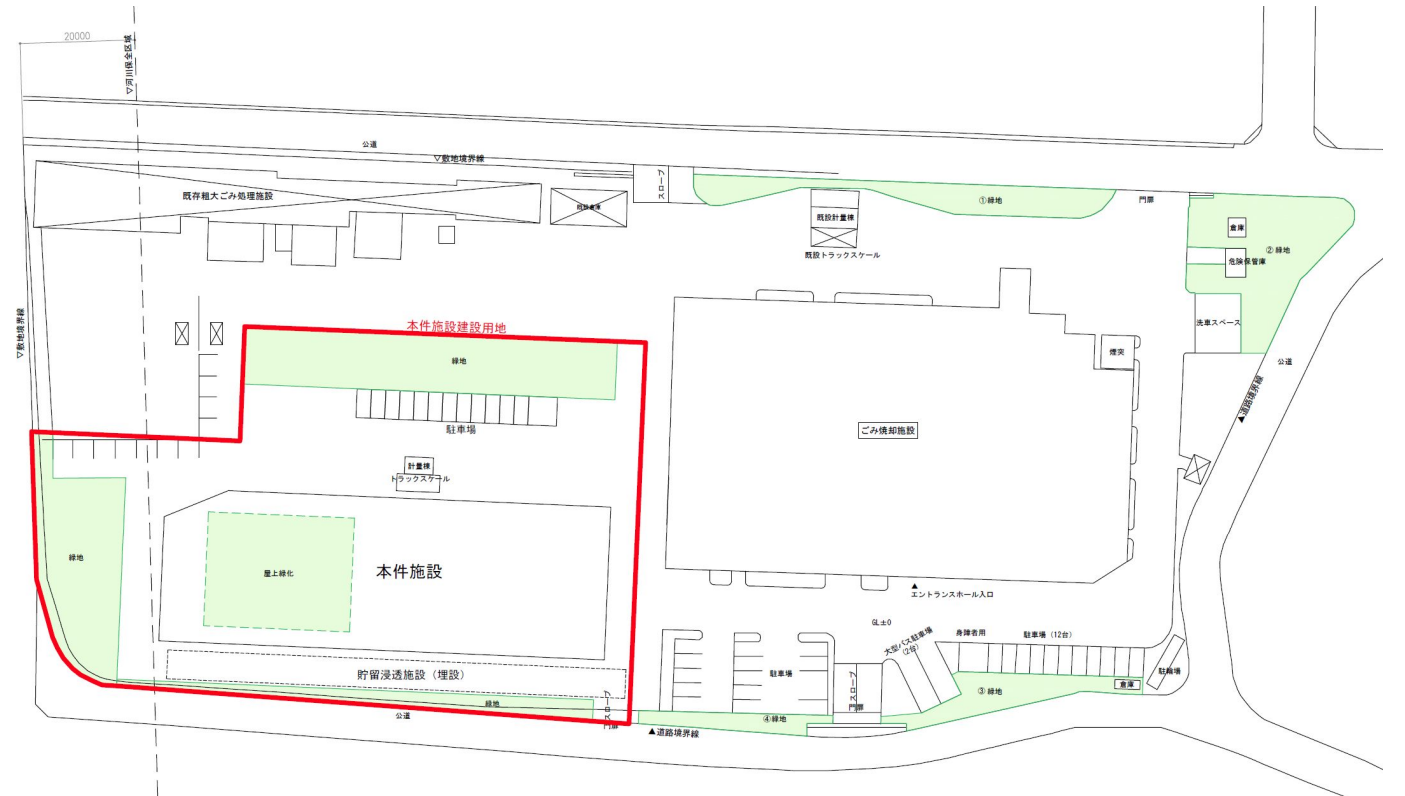


図 4 建設予定地（赤枠内：本件施設建設用地）

7 処理フロー（案）

粗大ごみ処理施設の処理フロー（案）は、図 5 に示すとおりです。事業者の提案内容により変更が生じる可能性はありますが、以下の処理フローを予定しています。

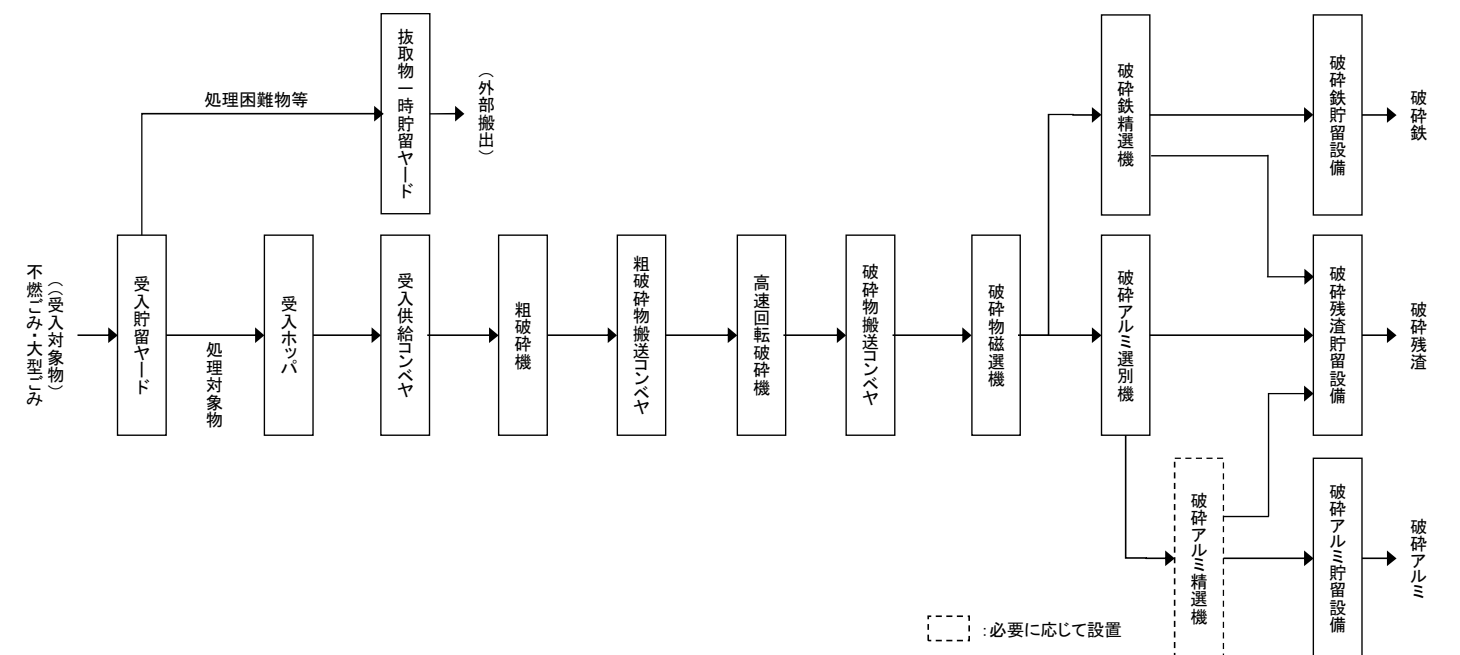


図 5 粗大ごみ処理施設の処理フロー（案）